

板柳町若者夫婦定住応援事業補助要件一覧

補助金の交付対象は、次の全ての要件を満たす方及び住宅とします。

	番号	要件	摘要
補助対象者	1	申請日において転入前の世帯又は転入後1年以内の世帯で、住宅取得に係る契約を締結し、町内に住宅を取得する世帯	
	2	本町への転入日を起算日として、起算日前3年の間に本町に住所を有している者がいない世帯	
	3	夫婦のどちらかが40歳以下である方 ※住宅取得契約日時点	
	4	補助金の交付確定を受けた日から10年以上継続して定住をする意志を持っていること	
	5	世帯員全員が本町への転入前の住所地における市区町村税等に滞納がないこと	
	6	町内会に加入する者	
	7	過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けていない者	
	8	世帯員に板柳町暴力団排除条例（平成24年板柳町条例第10号）に規定する暴力団員がいないこと	
補助対象住宅	1	自己の居住の用に供する1戸建ての住宅である（店舗、事務所等を併用するもの（以下「併用住宅」という。）を含む。）	
	2	自己の居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されている	
	3	台所、トイレ、浴室及び居室を備えている	
	4	併用住宅にあっては、公序良俗に反するおそれがない	
	5	建築基準法、都市計画法その他の法律、条例等の規定に基づく指導及び勧告に従った措置が講じられている	

※次のいずれかに該当する方及び住宅は補助金交付の対象外となります。

番号	交付対象外	摘要
1	契約書を交わさずに取得する住宅	
2	補助金の交付を受けようとする者が、3親等内の親族から購入する住宅	
3	板柳町空き店舗利活用補助金の交付を受けた併用住宅	

※子育て世帯定住サポート事業補助金、空き家利活用定住支援事業費補助金との併用はできません。